

令和4年度第2回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和4年5月10日(火) 開会 15:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 庁議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 11名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄
辻 政幸	花田 和幸	山田 和夫
大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門
石川 久男	木原 緑	

(2) 欠席委員 0名

4. 委員会に附した議案

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 ただ今より第2回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に行きます。対象地は高倉と戸切の2件で、ともに5条申請です。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、8番の花田委員、9番の石川委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求め。令和4年5月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。
今回、申請が2件出されておりますので続けて説明します。まず1件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所が高倉716-8、地目が田、面積が528㎡、区分が農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は自己用住宅の建築です。位置図を3ページに載せております。場所は高倉のナフコ西側です。計画図を5ページに載せています。既存のブロック土留めにそって進入口を設け、その奥に平屋建て住宅が建築予定です。造成については正面道路と同じ高さまで盛土を行う計画となっており、最大で60cm盛る予定です。上水道と下水道については正面道路の管に接続し、雨水排水については北側と東側の水路へ流す計画です。7、8ページに住宅の平面図と立面図を載せています。
それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の1ページをご覧ください。まず1. 立地基準の農地区分については、第2種農地に該当します。2. 一般基準の1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらは提出された資金計画書及び融資証明書から特に問題はないため○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、

こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。6 転用計画面積の妥当性については、事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無に関しては、被害防除計画と水利承諾書から問題ないことを確認しておりますので○としています。1 件目の説明は以上となりますので、続いて 2 件目の説明に移ります。

それでは議案の 2 ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 1 筆です。場所が戸切 1116-1、地目が畑、面積が 294 m²、区分が農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は自己用住宅の建築です。位置図を 9 ページに載せております。場所としましては、戸切小学校の南側、上戸切集会所のそばとなっております。10 ページに詳細図を載せております。青の線が計画地となっております、宅地を含めた 2 筆を活用する計画です。赤の線が今回の申請地です。11 ページに計画図を載せております。2 筆にまたがって住宅が建築される計画です。造成については最大で 70 cm の盛土が予定されており、テラスの箇所については擁壁の設置が行われます。上水道と下水道については正面道路の管に接続し、雨水排水は正面道路の側溝へ放流します。また、今回の計画地は法面の箇所が多く有効活用面積が少なくなっており、住宅の周辺をブロック塀で囲う予定です。13、14 ページに住宅の平面図と立面図を載せています。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 2 ページをご覧ください。まず 1. 立地基準の農地区分については、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地ですが、昨年度から県の許可基準が緩和されており、集落接続して認められるものです。2. 一般基準の 1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらは提出された資金計画書及び融資証明書から特に問題はないため○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。5 農地以外の土地の利用見込みについては、宅地部分も譲渡人の土地であるため問題なしとしております。6 転用計画面積の妥当性については、事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無に関しては、被害防除計画と水利承諾書から問題ないことを確認しておりますので○としています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 3 号の 1 について、当該委員さん何かございましたら。

山田委員 特に問題はありません。

議長 はい、その他なにかございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 3 号の 2 について、当該委員さん何かございましたら。

大村委員 特に問題はありません。

議長 その他なにかございましたら。はい、俵口委員。

俵口委員 ブロック塀で囲われた外側の草管理については家主がしっかりとする必要がある。内側は綺麗にするが外側はされないこともある。

議長 はい、事務局。

議長 法面部分については芝を張る計画となっていますが、どうしても草管理は出てきますので、許可書発行の際に指摘したいと思います。

議長 はい、その他なにかございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それではその他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 今後の日程について

○令和4年度中間・遠賀地区会通常総会

日 時：5月24日（火）午後4時から

場 所：岡垣町役場 大会議室

参集範囲：会長、副会長、事務局長

○令和4年度全国農業委員会会長大会及び特別研修会

日 時：5月31日（火）～6月2日（木）

場 所：東京都、静岡県

参集範囲：会長

2. 次回の日程について

・日 時：6月8～10日午前9時30分から

・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第2回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様
 でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
